



栃木県公報

平成 26 年
7 月 4 日(金)
第 2594 号

目 次

告 示

- 土地改良区定款変更の認可..... 597
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 597
- 道路の区域の変更..... 598
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定..... 598
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 599

公 告

- 公共測量の実施..... 599
- 開発行為の工事完了..... 599
- 建築士の免許の取消し..... 600

企 業 局

- 栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認..... 600

収 用 委 員 会

- 裁決手続開始決定の公告..... 602

告 示

栃木県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
新 里 土 地 改 良 区	平成26年6月24日

栃木県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成26年7月4日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	地 域 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（1号換地区）	那須清流（梓）地区（1号換地区）	平成26年7月7日から同年8月4日まで	平成26年8月19日	那須農業振興事務所

県営中山間那須清流 (梓) 地区土地改良 (区画整理) 事業 (2号換地区)	那須清流(梓) 地区 (2号換地区)	平成26年7月7日から 同年8月4日まで	平成26年8月19日	那須農業振興事務所
県営中山間那須清流 (梓) 地区土地改良 (区画整理) 事業 (3号換地区)	那須清流(梓) 地区 (3号換地区)	平成26年7月7日から 同年8月4日まで	平成26年8月19日	那須農業振興事務所
県営中山間那須清流 (梓) 地区土地改良 (区画整理) 事業 (4号換地区)	那須清流(梓) 地区 (4号換地区)	平成26年7月7日から 同年8月4日まで	平成26年8月19日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年7月4日から同年8月4日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 結城石橋線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
42	前	下野市仁良川字結城街道1480から 下野市仁良川字結城街道1497まで	5.4 ~ 12.0	311.8	
	後	下野市仁良川字結城街道1480から 下野市仁良川字結城街道1497まで	12.0	311.8	

(道路保全課)

栃木県告示第327号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
東京都港区西新橋一丁目15番5号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区西新橋一丁目15番5号
- 3 指定をした日
平成26年2月20日
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成26年3月1日

栃木県告示第328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福田 富一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	岡山県岡山市北区丸の内2丁目12-20 内山下ビル303号室	岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階

- 変更年月日
平成26年4月1日

(建築課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類
公共測量（座標補正・数値地形図データ更新）
- 作業地域
佐野市
- 作業期間
平成26年7月1日から平成27年3月13日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
河内郡上三川町大字下神主字薄市146番3	河内郡上三川町大字下神主146番地1	角田 昭夫
真岡市大和田字川崎90番1	真岡市大和田124番地4	大塚 純
下野市小金井字余又410番3、411番4、813番、814番1、814番2、410番1の一部、411番1の一部	真岡市八條1228番地2	中田 将司

下野市上古山字前畑914番4、914番5	下野市上古山708番地29メゾンカウ ム102号室	山 口 実 香 山 口 智 大
下野市柴字合志辺758番10	栃木市大平町新1034番地1ハイッ 緑ヶ丘C-202	五月女 誠
下野市下古山字二ツ塚2235番16	宇都宮市西川田本町四丁目24番9号 フリーズII202	古 川 知 耶
下都賀郡壬生町大字中泉字町田969番1	下都賀郡壬生町大字中泉970番地2	中 野 満
下都賀郡野木町大字南赤塚字篠山2251番13の 一部、2251番20の一部	下都賀郡野木町大字南赤塚2251番地 7	岡 村 孝 一

(都市計画課)

○建築士の免許の取消し

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定による免許の取消しをしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 免許の取消しをした年月日
平成25年11月20日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
小池 謙一郎
二級建築士
栃木県知事登録第30号
- 3 免許の取消しの理由
建築士の死亡等の届出（建築士法第9条第1項第2号該当）

II

- 1 免許の取消しをした年月日
平成25年11月20日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
秋澤 孝雄
二級建築士
栃木県知事登録第2274号
- 3 免許の取消しの理由
建築士の死亡等の届出（建築士法第9条第1項第2号該当）

(建築課)

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認

栃木県民ゴルフ場管理条例（平成4年栃木県条例第7号）第9条第2項後段の規定により平成26年7月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成4年栃木県公営企業管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

平成26年7月4日

栃木県知事 福 田 富 一

区		分		利用料金(1人1回につき)		
				9ホールを超え18ホール以内の利用	9ホール以内の利用	18ホールを超える利用
月曜日及び水曜日から金曜日まで (休日を除く。)	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	4,160円	2,910円 (2,250円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		その他の者	5,200円 (4,700円)			
	乗用カート使用	1人で使用する場合	学 生 等	5,060円	3,360円 (2,700円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	6,100円 (5,600円)		
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	4,460円		
			その他の者	5,500円 (5,000円)		
		土曜日、日曜日及び休日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円
学 生 等	5,260円			4,710円 (3,450円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,850円を加算した額	
その他の者	9,000円					
乗用カート使用	1人で使用する場合		学 生 等	6,160円	5,160円 (3,900円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,300円を加算した額
			その他の者	9,900円		
	2人以上で使用する場合		18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	5,560円		
			その他の者	9,300円		
	臨時営業日		手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円
学 生 等		3,900円		2,910円 (2,250円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
その他の者		3,900円				

乗用カート使用	1人で使用する場合	学生等	4,800円	3,360円 (2,700円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額	
		その他の者	4,800円			
	2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円		720円
		学生等	4,200円	3,060円 (2,400円)		9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額
		その他の者	4,200円			

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 臨時営業日とは、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程第2条ただし書の規定により休業日を変更し、臨時に営業する日をいう。
- 3 学生等とは、学生及び生徒（18歳未満の者を除く。）並びに学校教育活動として県民ゴルフ場を利用する場合における教員等の指導者をいう。
- 4 9ホールを超え18ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、女性又は60歳以上の者が月曜日又は水曜日から金曜日までの日に県民ゴルフ場を利用する場合の利用料金の額とする。
- 5 9ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、午前9時までに県民ゴルフ場の利用を終了する場合の利用料金の額とする。

(経営企画課)

収 用 委 員 会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成26年7月4日

栃木県収用委員会会長 阪 口 勉

- 1 起業者の名称
宇都宮市
- 2 事業の種類
宇都宮都市計画道路事業3・3・105号産業通り（陽南）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地						
所 在	地 番	公簿地目	現況地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	収用しようとする面積 (㎡)
栃木県宇都宮市陽南二丁目	914番437	宅地	宅地	489.24	501.60	203.58

- 4 土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土 地 所 有 者		関 係 人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類

水沼ヨシエ (持分2分の1)	栃木県宇都宮市陽南二丁目 14番25号	有限会社良金 代表 取締役 水沼ヨシエ	栃木県宇都宮市陽南 二丁目14番25号	借地権
水沼恭一 (持分2分の1)	栃木県宇都宮市陽南二丁目 14番25号			

- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年6月25日
-